第 1 回 宇都宮市住生活基本計画策定懇談会

次第

日時 平成24年8月2日(木) 午後 2時30分~ 場所 本庁舎14A会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 懇談会の設置について

(1) 設置要綱について 【資料1】

- (2) 座長の選任について
- 5 会議の公開について 【参考資料1】
- 6 議事
 - (1) 宇都宮市住生活基本計画の策定について
 - 1) 計画改定について
 - 計画改定の背景・目的 【資料2-1】平成24年度策定スケジュール 【資料2-2】
 - 2) 住宅事情等に係る現状の整理について
 - 近年の住生活関連制度の動向及び上位計画、関連計画等の整理

概要版 【資料3-1】 本 編 【参考資料2】 ・本市の概況、住宅事情の整理(中間報告) 概要版 【資料3-2】 本 編 【参考資料3】 本 編 【参考資料3】 ・住宅事情に関する中核市比較 【資料3-3】

- 3) 現行計画の実績評価について
 - 現行計画の実績評価について 【資料4-1】現行計画の達成評価 【資料4-2】

- 4) 市民意識、市場動向調査について
 - 市民アンケート調査実施

【資料5-1,-2】

【資料5-3】

・住宅関連事業者等ヒアリング調査実施

【資料6】

(2) (仮)宇都宮市市営住宅等整備基準条例の制定について

(3) その他

7 閉 会

宇都宮市住生活基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市の住宅施策の基本方向を示し,住宅政策の基本計画となる宇都宮市住生活 基本計画を改定するにあたり,広く市民の意見を聴くため,宇都宮市住生活基本計画策定懇 談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(設置期間)

第2条 懇談会の設置期間は、平成24年7月から平成25年3月までとする。

(委員の構成)

- 第3条 懇談会の委員は、12人以内とする。
- 2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関推薦者
 - (3) 公募による委員
- 3 前項第3号の公募の委員の選任その他必要な事項は、別に定める。

(座長)

- 第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。
- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じ市長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、建設部住宅課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月23日から適用する。